

公共工事の入札・契約制度と総合評価落札方式

§ 1- 入札契約制度の概要・変遷と 企業評価制度

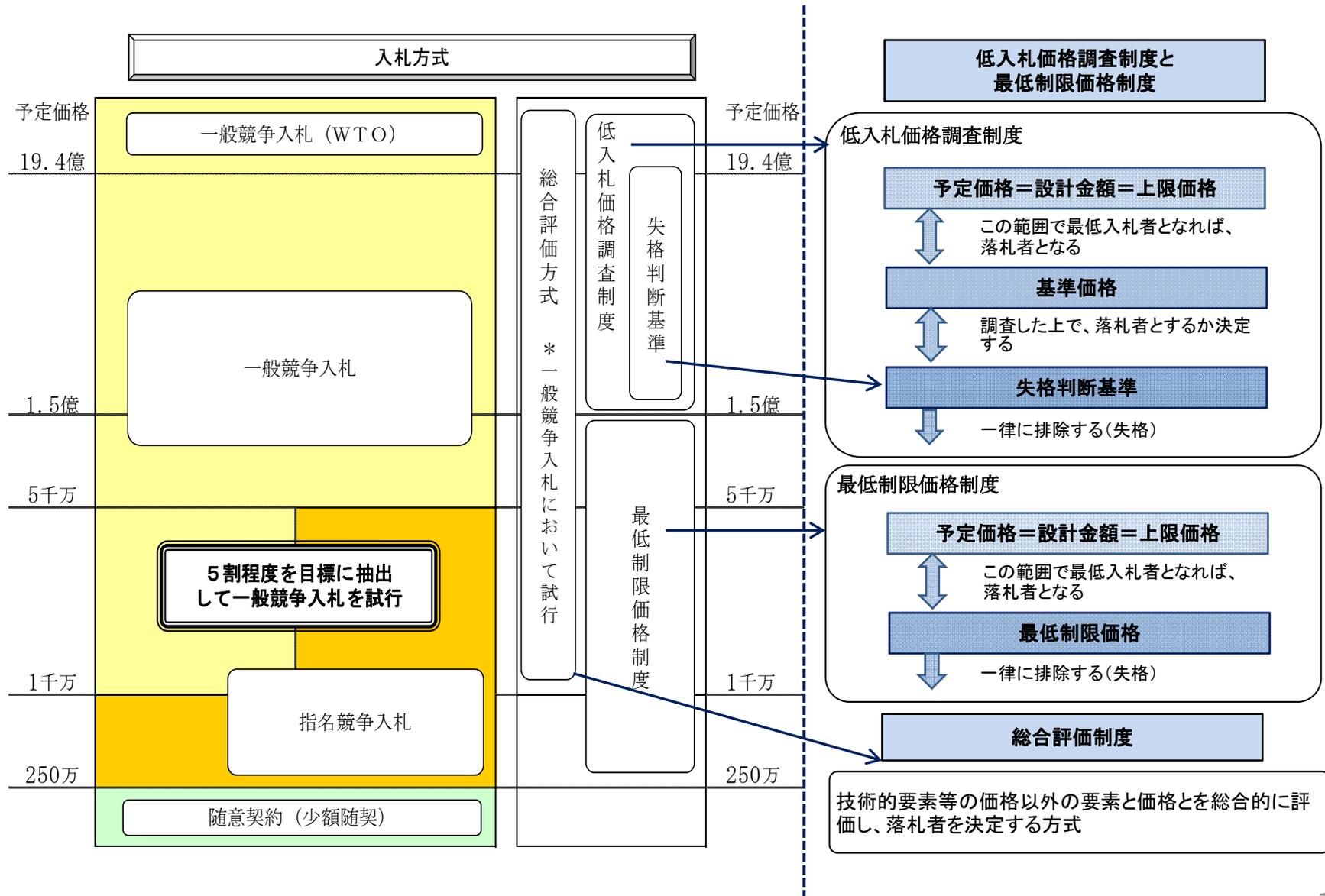
- ◆ 入札契約制度の概要……………P1
- ◆ 公共工事の特性……………P2
- ◆ 段階的な企業評価制度……………P3
- ◆ 企業評価制度と入札制度……………P4

§ 2- 公共工物品確法と 愛知県の総合評価落札方式

- ◆ 品確法の概要……………P5
- ◆ 愛知県の総合評価の導入経緯……………P6
- ◆ 中立かつ公正な審査・評価……………P7
- ◆ 総合評価の形式と区分……………P8
- ◆ 企業の技術的能力に特化した評価……………P9
- ◆ 本県の公共工事で加味している政策……………P10

§ 1-入札契約制度の概要・変遷と 企業評価制度

入札・契約制度の概要



公共工事の特性

一般の製造業にはない特徴

- 購入前にマーケットによる評価がない
- 単品受注生産 ～契約時点では工事目的物が存在しない
- 現地生産 ～品質管理に工夫が必要
- 不良があっても発見が困難 ～不可視部分が多い
- 不良品と判明しても取り替えることは困難

住民が目的物を使用して初めて本来の品質を確認できる

↓

目的物の品質は、受注者の技術的能力次第

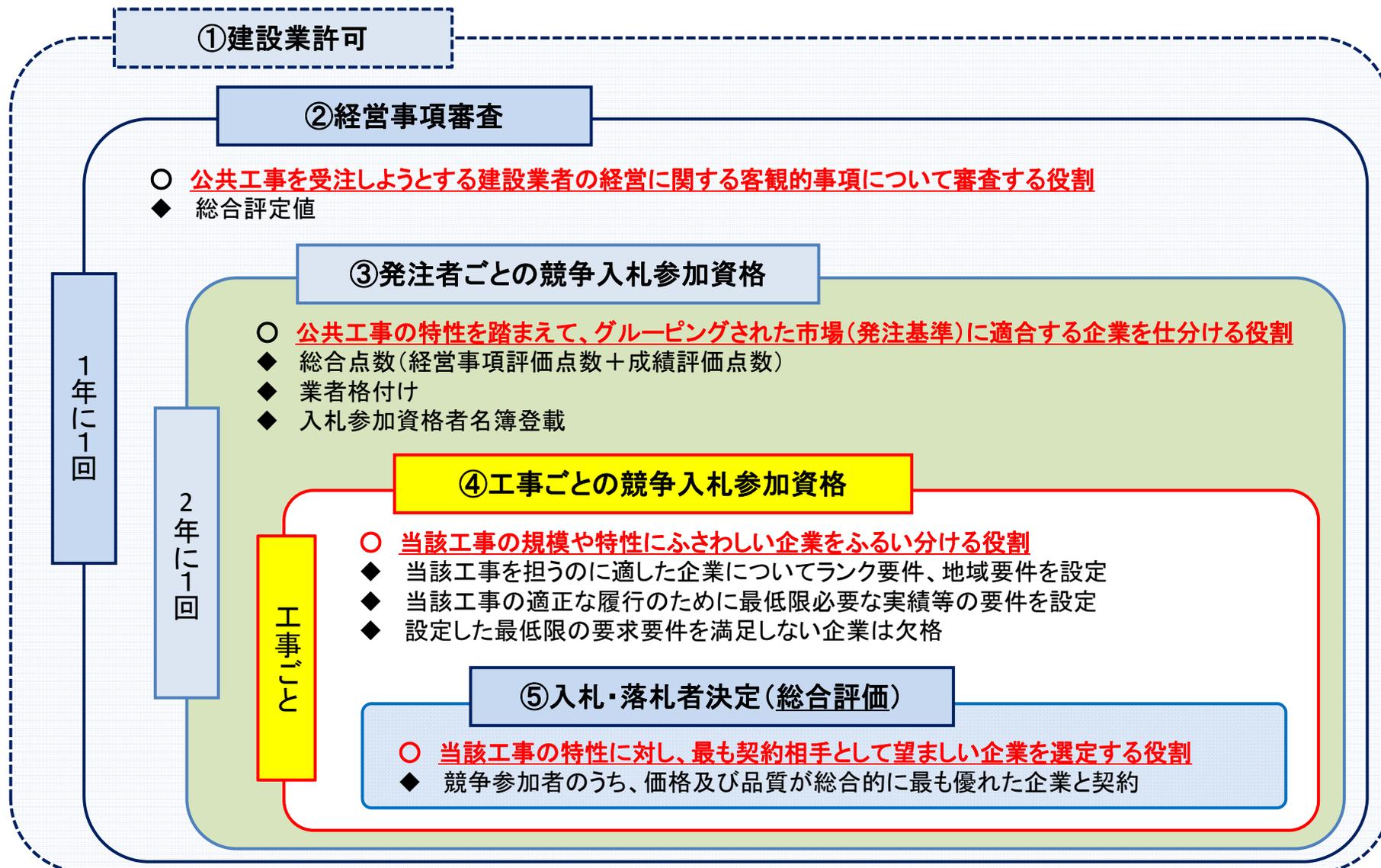
↓

契約相手の受注者を事前に審査する企業評価が極めて重要

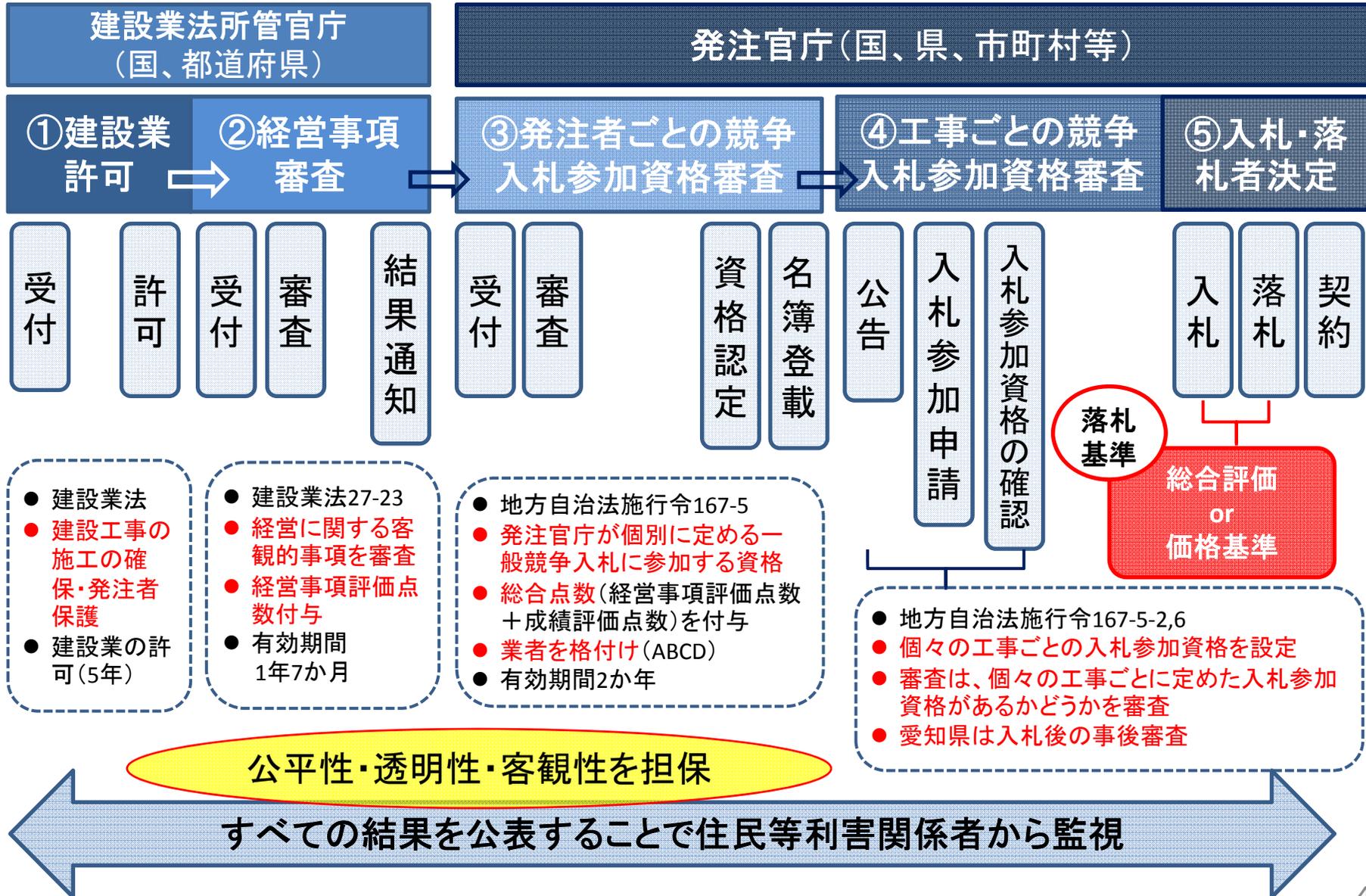
↓

建設業許可から入札まで多段階に及ぶ企業評価制度を構築

公共工事における段階的な企業評価制度



公共工事の企業評価制度と入札制度



§ 2- 公共工物品確法と 愛知県の総合評価落札方式

公共工事の品質確保の促進に関する法律の概要

公共工事は、以下の理由により「総合評価落札方式」の採用を原則とする。

- 公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは異なる。
- 適切な技術的能力を有する者の競争により、契約の相手方を選定する必要がある。
- 品質確保のため、技術提案を求めること等を通じて民間企業の能力を活用していくことが必要。

法律の背景

- 公共事業の減少に伴う**価格競争の激化**
- **ダンピング受注**の急増
- **手抜き工事**の発生
- **工事中の事故**の発生
- **下請業者等へのしわ寄せ**



不良不適格者を排除
適切な技術能力を持つ者の競争

入札・契約の適正化

公共施設の事故は
社会経済に甚大な被害



▲2007年8月1日ミネソタ州・ミネアポリス市
ミシシッピ川の高速度道路橋が破壊

品質の確保・維持
は社会的使命

<法律の目的> 公共工事の品質確保

1. 公共工事の品質確保に関する
基本理念および発注者の
責務の明確化

施策

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
(第3条第2項)

2. 『価格のみ競争』から
『価格と品質で総合的に
優れた調達』への転換

施策

・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
・技術提案を求める入札(第12条)
・技術提案についての改善が可能(第13条)
・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

3. 発注者をサポートする
仕組みの明確化

施策

・外部支援の活用による発注者支援(第15条)

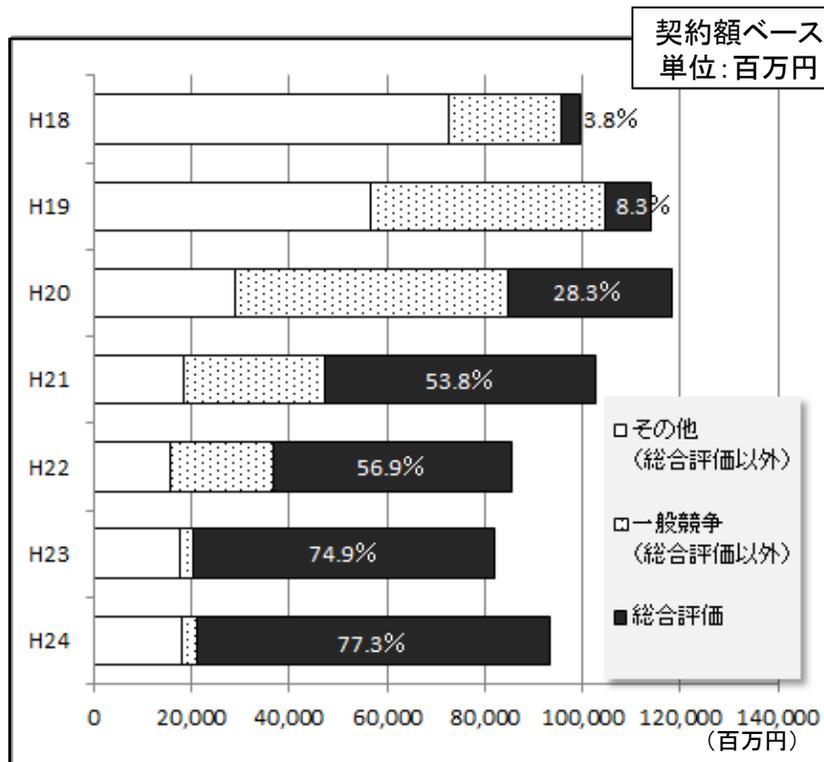
政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

愛知県の総合評価落札方式 導入経緯

- 品確法の「基本方針」に基づき総合評価を年々拡大
- H24は全工事の77%で総合評価を適用(契約額ベース)

- 本県では、平成16年度から総合評価落札方式を試行導入し、平成17年の品確法施行と国が閣議決定した**基本方針に基づき、落札者決定基準等を改定しながら、拡大に努めてきた。**
- 平成24年度からは、技術的工夫の余地のない工事や簡易な工事を除き、**一般競争入札は原則、総合評価落札方式を適用**することとしており、**契約額で全工事の約77%の適用率**となっている。

(総合評価の導入状況・変遷)



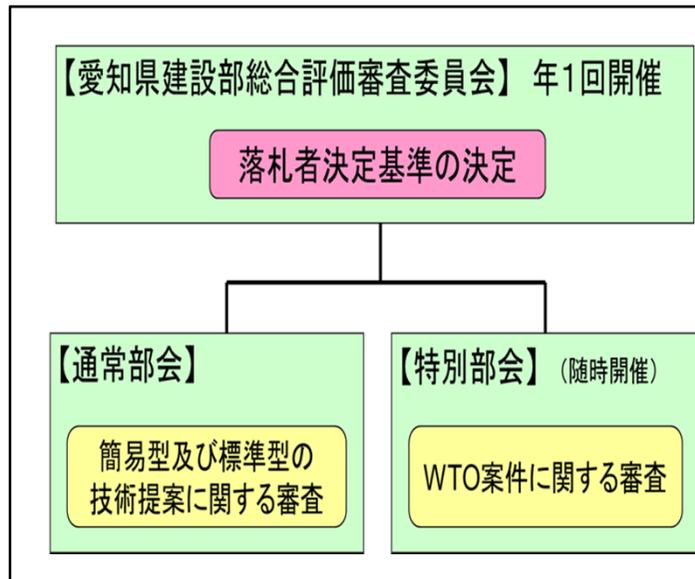
年度	主な変更点等
H16	☆試行開始
H17	★公共工物品確法施行
H18	★本格試行開始
H19	
H20	
H21	
H22	
H23	★5千万円以上の一般競争はすべて対象 ○標準型の導入 ○種別の変更(地域型、広域型) ○事後審査方式の採用
H24	★一般競争入札は原則すべて対象 ○特別簡易型に地域型Ⅱを新設 ○1.5億円以上の広域型(設備系を除く)は原則簡易型

中立かつ公正な審査・評価

●学識経験者などを構成員とした委員会により、中立かつ公正な審査・評価を実施

- **落札者決定基準**は、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要(品確法第12条)となるため、基本方針においても、地方公共団体では、あらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴くこととされている(4.中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項)。
- このため、本県では、**学識委員8名と行政委員5名から成る「愛知県建設部総合評価審査委員会」**を設置し、**総合評価方式の運用及び、評価結果の審議**を行っている。
- 具体的には、「審査委員会」において、過去の入札結果や建設業界の課題等を踏まえ、次年度以降の運用方針を検討(年1回開催)する。工事毎の個別審査については、「通常部会」(簡易型、標準型の工事)や特別部会(WTO工事)を随時開催して行っている。

(審査委員会の構成)



(委員一覧)

	本委員会 【落札者決定基準】	通常部会 【技術提案審査】
学識委員 (大学教授)	○(1名:委員長)	—
学識委員 (国)	○(1名)	○ (事務所副所長級)
学識委員 (県外郭団体)	○(6名)	○ (部・課長級)
行政委員 (県建設部)	○(5名)	—
人数	学識委員2名以上 行政委員1/2以上	2名以上 (通常は3名)

総合評価の形式と区分

●必要となる技術力や工事規模などに応じて形式等を選定

- 総合評価落札方式の「形式」は、必要となる技術力と工事の規模(予定価格)により、下記の3形式に区分される。
- また、「種別」として、工事の種類等から、入札参加企業の主たる営業所の所在を愛知県内又は県内一部地域に限定する「地域型」と、限定しない「広域型」に区分している。(H24年度から、前者に、技術者の育成と競争性確保の視点から配置予定技術者の実績要件を緩和した「地域型Ⅱ」を導入)

(形式の分類)

形式	審査内容	評価項目
特別簡易型	施工実績や工事成績などから施工の適切性・確実性を審査する工事	企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精通度地域貢献度
簡易型	特別簡易型の審査内容に加え、品質・出来形管理、工期短縮、安全対策又は環境対策等に関する簡易な施工計画を求め、標準案に対する施工能力等の技術力を審査する工事	簡易な施工計画(1項目) 企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精通度地域貢献度
標準型	特別簡易型の審査内容に加え、工事目的物の性能・機能に関する技術提案等を求め、工事品質をより向上させる高度な技術力を審査する工事	技術提案(2~3項目) 企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精通度地域貢献度

(形式選定基準)

落札方式	予定価格	形式	種別	工事の種類
総合評価落札方式	1千万円以上 5千万円未満	特別簡易型	広域型	PC、鋼構造物、法面、設備系
			地域型Ⅰ	全工程(上記を含む) ※予定価格2千5百万円未満の土木及び舗装工事は地域型Ⅱを適用する。
			地域型Ⅱ	同上
	5千万円以上 1億5千万円未満	特別簡易型	広域型	PC、しゅんせつ、鋼構造物、法面、設備系
			地域型Ⅰ	全工程(上記を含む)
		簡易型	広域型	PC、しゅんせつ、鋼構造物、法面、設備系
	1億5千万円以上 6億円未満	特別簡易型	広域型	設備系
			地域型Ⅰ	PC、しゅんせつ、鋼構造物、法面及び設備系の工事以外
		簡易型	広域型	PC、しゅんせつ、鋼構造物、法面、設備系
	同上	同上	地域型Ⅰ	上記工程以外
			標準型	広域型
	上記以外 (価格競争)	1千万円以上		

(種別の分類)

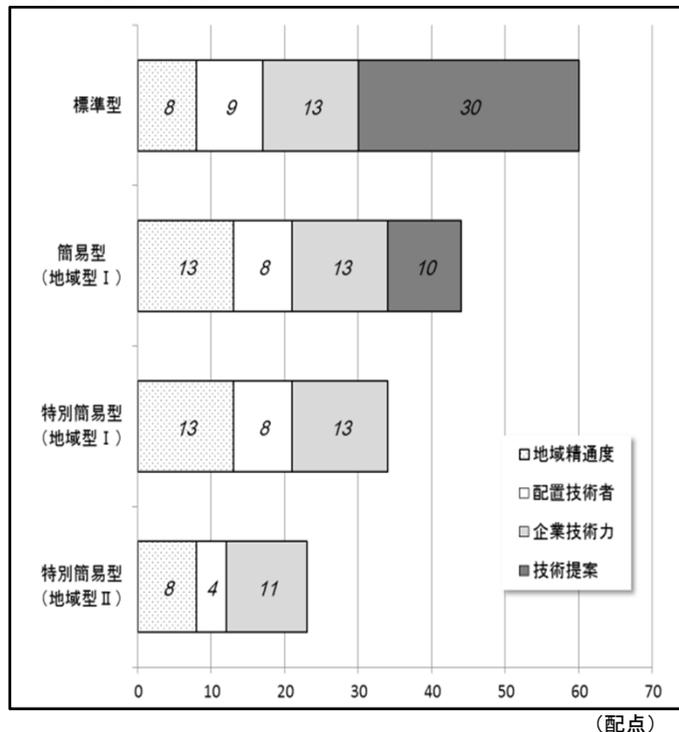
種別	
地域型(Ⅰ・Ⅱ)	入札参加企業の主たる営業所の所在を愛知県内又は愛知県内の一部地域に限定する工事とする。
地域型Ⅱ	予定価格2,500万円未満の土木及び舗装工事 ※配置予定技術者の実績要件を緩和(評価項目から工事実績を除外)
広域型	上記以外の工事とする。

企業の技術的能力に特化した評価

- 落札者決定において「企業の技術的能力」に特化した評価を実施
- 総合評価の導入効果として工事成績点が向上

- 落札者決定基準は、「価格」の他、「技術提案」、「企業の技術力」、「配置予定技術者の能力」「地域精通度・地域貢献度」の4つの評価項目を設定している。
※工事の品質を確保するうえで「地域精通度・地域貢献度」は重要な意義を有している。
- 企業の技術的能力に着目した総合評価の導入により、工事成績点が2点向上。品質確保に一定の成果を上げている。

(形式別配点)



(評価項目)

種別	標準型	簡易型	特別簡易型	
			地域型 I	地域型 II
対象工種	全般	全般	全般	土木工事 舗装工事
評価項目				
技術提案	①技術提案	●		
	②簡易な施工計画		●	
企業の技術力	③施工実績	●	●	●
	④工事成績	●	●	●
	⑤契約後VE実績	●	●	●
	⑥優良工事表彰	●	●	●
	⑦ISO9001	●	●	●
配置予定 技術者の能力	⑧施工実績	●	●	
	⑨工事成績	●	●	●
	⑩資格保有			●
地域精通度 地域貢献度	⑪CPD実績	●	●	●
	⑫地域内の拠点有無	●	●	●
	⑬地域内の施工実績	●	●	●
	⑭災害協定等及び活動実績	●	●	●
	⑮ボランティア活動実績 ※道路・河川等の維持に係るもの		●	●
	⑯雇用実績 ※新規の正規社員に限る		●	●
	⑰ISO14001	●	●	●

本県の公共工事で加味している政策

- 環境保全など 諸政策メニューは工事施工段階に至るまで幅広く取り組んでいる
- 総合評価(落札者決定段階)では「品質確保」に特化

建設部の公共工事の入札・契約制度及び工事の施工段階において、加味している所謂『政策契約』事項は下記のとおり。

- 落札者決定段階での「総合評価」は、品確法の主旨を踏まえ、品質確保(企業及び技術者の技術力、企業の社会性・信頼性)に特化して評価を行っている。
- 政策契約で導入が期待されている「環境保全、障害者福祉、少子化対策等」等の政策メニューは、これ以前の経営事項審査・入札参加資格審査に加味するとともに、これ以降の工事施工段階においても「あいくる材」の率先利用を始めとする諸制度によって幅広く取り組んでいる。

(政策の具体例)

①経営事項審査段階

- 労働福祉の状況による加点・減点(雇用保険、健康保険、厚生年金保険など)
- 防災活動への貢献の状況による加点(国、特殊法人等、地方公共団体との防災協定の締結)
- ISOの登録状況による加点(ISO9001、ISO14001の登録) など

②入札参加資格審査段階

- 障害者雇用状況による加点
- ファミリー・フレンドリー企業登録状況による加点 など

③入札・落札者決定段階 「総合評価」=品確法に基づく技術力評価

④工事実施段階

- グリーン調達の推進(5分野77品目を設定)
～あいくる材(23品目1,465資材を認定(全国一位)) など

・「あいくる材率先利用方針」の遵守
・再生資源の率先利用を義務化